

重点施策

上下水道ビジョン(28年度～42年度)				
基本方針	基本施策	主な取り組み内容(ビジョンに定性的に記載)		説明
1 水循環	1-1 安全・安定給水の確保	(1) 水道水の安全確保	ア 水安全計画の策定	水源から蛇口までの各段階において水の安全性の評価と管理を行うための計画である「水安全計画」を策定します。
			イ 信頼性の高い水質検査体制の維持	法令に定める水質基準を検査するための体制を、引き続き適正な検査体制を維持します。
			ウ 直結給水の拡大検討	より安全な水を供給するため、浄水場から送られてきた水を、貯水槽を経由せずに直接使用することができる「直結給水方式」の導入可能性を検討します。
			エ 小規模貯水槽の適正管理	より安全な水を供給するため、お客様の責任で管理が必要な小規模貯水槽について、適正管理の啓発・指導を進めます。
		(2) 安定給水の確保	ア 水資源の確保と計画的な浄水確保	井戸水源から受水への切り替え後も安定的かつ効率的な水資源確保を図り、あわせて適切な水需要予測と受水量の推計に基づき、受水費負担の抑制を進めます。
			【関連事業】安定水源の確保	【市事業】市民に安全な水を安定的に供給するため、印旛広域市町村圏事務組合が所掌する印旛広域用水供給事業に出資等を行います。
			イ 水道未普及地域への給水検討	水道未普及地域に対する給水方法について検討します。
		(3) 水道施設の適切な維持管理	ア 漏水対策の推進	水道水の安定供給のため、事前の漏水調査や迅速な修繕対応体制の構築等の漏水対策を進めます。
			イ 浄水場の適切な維持管理	安全で安定的な水道水の供給のため、浄水場を適切な維持管理を進めます。
			ウ 管洗浄の推進	水質維持のため、定期的な水道管路の洗浄を行います。
			エ 水道施設管理システムの充実	水源井戸や浄水場の安全管理(セキュリティ対策)や浄水施設の稼働状況を管理するシステム、水道管の敷設状況を管理するマッピングシステム等、水道施設の管理に情報システムを積極的に導入、拡充します。
		1-2 公共用水域の水質保全の促進	(1) 生活排水対策の推進	ア 公共下水道未整備地域への対応検討
	イ 効率的な汚水処理			汚水処理量を適切に予測し、流域下水道維持管理負担金の適正な管理を進めます。
	ウ 下水道の普及促進の強化			公共下水道の供用区域内で未だ下水道へ接続していない方に対して、接続勧奨等を行います。
	エ 排水規制(水質指導)の指導徹底			工場等の水質に影響を与える可能性のある下水道使用者に対して、水質指導等を積極的に行います。
	オ 奨励金制度の周知			トイレの水洗化に伴う助成制度(公共下水道への接続奨励金制度)の周知を進めます。
	(2) 計画的な汚水処理		ア 汚水適正処理構想の進捗管理	今後10年間の市の汚水処理の方向性を定める汚水適正処理構想に基づき、着実な構想の進捗管理を行います。
			イ 下水道事業計画の適正化	汚水適正処理構想に基づき、下水道事業計画による具体的な事業内容の見直し・最適化を進めます。
			ウ 農業集落排水の公共下水道への接続検討	公共下水道の供用区域外で農業集落排水処理方式を採用している地域を、公共下水道に接続を検討します。
	(3) 下水道施設の適切な維持管理		ア 下水道管点検調査の充実	下水道管きよの点検・調査を充実させ、予防保全型の維持管理を進めます。道路陥没などの事故を未然に防ぐため、マンホール・下水道管渠の点検、調査体制の充実を図ります。
			イ 中継ポンプ場等の維持管理	汚水を送り出す中継ポンプ場の適切な維持管理を行います。
			ウ 集中管理システムの導入	ポンプ場等の汚水処理施設を集中的に管理するための情報システムの導入を進めます。
			エ 公共下水道事業計画図電子化	現在は紙媒体で管理されている公共下水道事業計画図の電子化を進めます。
オ 不明水対策の推進(取付管改修、印流下と連携した対策等)			取付管改修等を進め誤接続や雨水流入等による不明水を抑制し、流域下水道維持管理負担金の抑制に努めます。	
1-3 浸水対策(雨水)の推進	(1) 浸水対策の推進		ア 計画的な雨水施設の改修、整備の実施	ゲリラ豪雨などの異常気象による洪水や浸水による災害を最小限に抑える対策として、雨水排水施設の整備・改修を進めます。
			イ 雨水施設の適切な維持管理	雨水施設の適切な維持管理を行います。
		ウ 内水ハザードマップの見直しと公表	大雨時等の浸水・洪水被害の範囲と程度を想定した内水ハザードマップについて、関連法令の改正を踏まえた見直しを行います。	
		エ 雨水貯留浸透施設の普及促進	大雨時等の突発的な河川洪水を防ぐため、開発行為申請時などに、雨水を貯留し地中に浸透させる雨水貯留浸透施設の普及促進を進めます。	
1-4 環境対策の推進	(1) 環境対策の推進	ア エネルギー消費量の削減	ろ過機等の電気設備をインバーター化するなどして、エネルギー消費量の削減を進めます。	
		イ 建設副産物のリサイクル	建設改良工事時に発生する土壌(建設時に掘削した土)等の建設副産物のリサイクルを進めます。	
		ウ 健全な水循環づくりに向けた活動の推進	佐倉市の水道・下水道と、上流の水源地域や下流の流域下水道との結びつきを周知するため、出前講座や施設見学等の啓発活動を進めます。	
		エ 環境に配慮したエネルギーの研究	小水力発電や太陽光発電、下水道の排熱利用等の再生可能エネルギーの活用可能性について研究します。	
2 強靱	2-1 水道施設の更新・耐震化	(1) 管路の更新・耐震化	ア 管路の更新・耐震化	水道施設耐震化計画に基づき、水道管路の更新と耐震化を進めます。
		(2) 施設設備の更新・耐震化	ア 施設設備(浄水場等)の更新・耐震化	水道施設耐震化計画に基づき、浄水場等の水道施設の更新と耐震化を進めます。
	2-2 下水道施設の更新・耐震化	(1) 管渠の更新・耐震化	ア 管渠の長寿命化対策の推進	長寿命化計画に基づき、下水道管きよの長寿命化を進めます。
		(2) 施設設備の更新・耐震化	ア 施設設備(中継ポンプ場等)の更新・耐震化	中継ポンプ場等の下水道施設の更新と耐震化を進めます。
		(3) 計画的な耐震化の促進	ア 総合地震対策計画の策定	下水道施設全般の耐震化を進めるため、総合地震対策計画を策定します。

上下水道ビジョン(28年度～42年度)				
基本方針	基本施策	主な取り組み内容(ビジョンに定性的に記載)	説明	
	2-3 災害等を見据えた水道・下水道施設規模の最適化	(1) 水道・下水道規模施設の最適化	ア 水道施設規模の最適化促進 イ 下水道施設規模の最適化促進	水需要の減少や水源の見直しを踏まえ、配水設備や水道管のダウンサイジングにより、施設規模の最適化を進めます。 汚水処理量の減少を踏まえ、中継ポンプ場の再編等の施設規模の最適化を進めます。
		(2) 予防保全を見据えた資産管理の最適化	ア アセットマネジメントの導入及び運用	水道・下水道施設全般の現状を定期的に評価し、最適な維持・更新方法を検討するための「アセットマネジメント」の仕組みを導入・運用します。
3 危機管理	3-1 危機管理体制の強化	(1) 平時からの備えの充実	ア 水道事業・下水道事業総合危機管理計画の策定	既存計画と新規作成計画(BCP等)を集約し、総合的な危機管理計画を作成します。
			イ 災害訓練の実施	庁内の他部門や近隣事業者、民間事業者などとも連携した災害訓練を実施します。
			ウ 災害用資機材の充実	給水パックや応急トイレ等、災害時に必要になる資機材の充実又は取組を進めます。
	(2) 災害に強い水道システムの構築	ア 水道管の配水ブロック化の推進	管理の効率化や事故時の迅速な復旧のため、配水区域を複数の区域(ブロック)に分割して管理する配水ブロック化を進めます。	
3-2 非常時給水の確保	(1) 非常時給水の確保	ア 災害時等における水源確保	災害時等に備え、既存の井戸水源の利活用方法を検討します。	
		イ 防災井戸の機能維持及び水質管理体制の充実	災害時等に迅速に使用できるよう、井戸機能の維持と水質管理を行います。	
4 経営	4-1 経営基盤の強化	(1) 持続可能な料金・使用料等の確保	ア 定期的な経営診断の実施	人口減少等の社会環境の変化に迅速に対応できるよう定期的に経営状況を診断し、適正な料金・使用料のあり方を検討します。
			イ 滞納整理の強化	収入確保とお客様間の負担の公平のため、料金・使用料滞納者への督促等を強化します。
		(2) 効率的な事業運営の推進	ア 遊休施設の有効活用	施設規模の最適化に伴い遊休施設が生じた場合の有効活用策について検討します。
			イ 経費の削減	水道・下水道の共通業務を一体的に発注する等、水道・下水道一体組織の強みを活かした経費削減を進めます。
			ウ 専門人材の育成	技術資格や簿記等、水道・下水道事業における専門知識を有する人材の育成を積極的に進めます。
		4-2 お客様とのコミュニケーションの推進	(1) 広報広聴活動の推進	ア 広報、HP等の充実
	イ 定期的なお客様アンケートの実施			お客様の声を継続的に把握するため、お客様アンケートを定期的の実施します。
	ウ サポーター制度の検討			水道・下水道事業とお客様との双方向コミュニケーションを拡大するため、サポーター制度等により市民の意見や要望、さらには共に考える体制づくりを進めます。
	(2) お客様の利便性向上		ア 支払方法の検討	お客様の支払負担を軽減するため、毎月請求への変更を検討します。
		イ 利便性の高いサービスの推進	お客様コールセンターの設置等、お客様にとってより利便性の高いサービスのあり方について研究を進めます。	
4-3 連携による経営改善	(1) 官民連携による経営改善	ア 委託業務の拡大等の調査研究	官が責任を果たすべき領域と民を活用する領域について整理し、民間委託可能な業務範囲の検討を進めます。	
		イ 官民連携手法(導入)の調査研究	事業運営権を民間に移す「コンセッション方式」等、新しい官民連携手法の活用可能性について調査研究を進めます。	
	(2) 広域連携の調査研究	ア システムの共同発注の調査研究	情報システム等を複数事業者で共同委託する手法について調査研究を進めます。	
		イ 事業統合に向けた調査研究	将来的事業統合の可能性も含め、長期的な広域連携のあり方について調査研究を進めます。	